

山梨県建設工事総合評価実施要領等（令和7年11月改定） 概要

○11月1日以降の入札公告から適用する次の「建設工事に係る一般競争入札事務処理要領」及び「一般競争入札参加資格設定要領」の一部改正内容と整合を図るため、「山梨県建設工事総合評価実施要領」等を改正する。

【建設工事に係る一般競争入札事務処理要領 改正内容（11月1日から施行）】

「山梨県共同企業体取扱要綱」における特定建設工事共同企業体施工対象工事の基準額5億円と整合を図るために、一般競争入札の事後審査型と事前審査型の区分を3億円から5億円に変更

【一般競争入札参加資格設定要領 改正内容（11月1日から施行）】

入札参加業者に求める技術者資格要件が、建設業法で監理技術者の保有を求める範囲を超えた内容であったことや昨今の技術者不足を踏まえて、技術者資格要件を撤廃